

令和8年度償却資産（固定資産税）申告の手引き

固定資産税の対象となる償却資産を所有されている方は、毎年1月1日に所有している償却資産を、その資産の所在する市町村の長に申告するよう義務付けられています。（地方税法第383条）

申告の対象となる資産を所有されている方は、この「申告の手引き」を参照し、作成した償却資産申告書を申告期限までに提出されますようお願いします。

【目 次】

1 償却資産について	1
2 償却資産の申告について	7
3 償却資産申告に係る留意事項	9
4 課税標準の特例	10
5 非課税、課税免除、不均一課税及び減免について	14
6 償却資産申告書の記入例	15
7 種類別明細書の記入例	17
8 償却資産の評価について	19
9 償却資産の申告に関するQ & A	21

【申告の期限と提出先】



申告書は **令和8年2月2日(月)** までに提出をお願いします。

申告期間は令和8年1月5日(月)～令和8年2月2日(月)になります。申告期限が近くなると窓口が大変混雑いたします。郵送による申告又は地方税ポータルシステム(e-LTAX)による電子申告に御協力くださいますようお願いします。

【提出先（送付先）】

〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号

薩摩川内市 税務課 家屋グループ 受付時間 8:30～17:15

TEL 0996-22-8115 (内線: 2252)



申告書を郵送される場合、申告書の控えが必要な方は、申告書の写しと切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。



郵送の場合、裏表紙下部の提出先を切り取って宛名としてご利用ください。

1 償却資産について

(1) 償却資産とは

固定資産税の課税客体には土地、家屋及び償却資産がありますが、**償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産**で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものも含みます）をいいます。たとえば、会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等が対象となります。

(2) 申告が必要な資産

毎年1月1日現在事業の用に供することができる資産で、次に該当するものです。

なお、「事業の用に供することができる」とは、現在事業の用に供しているものはもとより、事業として貸し付ける場合や事業の用に供することができる状態にある場合を含みます。

- ① 税務会計上、減価償却の対象となる有形固定資産（家屋で評価する資産を除きます）
- ② 遊休、未稼働の資産（維持補修が行われている資産に限ります）
- ③ 建設仮勘定で経理されている資産
- ④ 簿外資産（帳簿には記載されていないが、事業の用に供しえるもの）
- ⑤ 償却済資産（減価償却が終了し備忘価額となっている資産）
- ⑥ 改良費（資本的支出：新たな資産の取得として本体とは区分してください）
- ⑦ 借用資産（リース資産）で、契約の内容が所有権留保付割賦販売と同様である資産
- ⑧ 租税特別措置法の規定を適用し、損金算入又は特別償却（即時償却）をしている資産
 - ・中小企業者等の少額資産（30万円未満）の損金算入の特例適用資産
 - ・特定経営力向上設備等に係る特別償却適用資産 等

(3) 申告の必要がない資産

- ① 自動車税（種別割）、軽自動車税（種別割）の課税対象となる車両
- ② 無形固定資産（ソフトウェア、営業権（のれん）、商標権、特許権等）
- ③ 繰延資産（創立費、開業費、開発費等）
- ④ 棚卸資産（商品、貯蔵品等）
- ⑤ 馬、牛、果樹その他の生物（ただし、観賞用、興行用の生物は申告の対象です）
- ⑥ 時の経過によりその価値が減少しない美術品等（古美術品、1点百万円以上のもの等）
- ⑦ 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの（法人で、固定資産に計上した場合は申告対象です）
[法人税法施行令第133条、所得税法施行令第138条]
- ⑧ 取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの
[法人税法施行令第133条の2第1項、所得税法施行令第139条第1項]
- ⑨ 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のもの（平成20年4月1日以後契約分）

(4) 借用資産（リース資産）

原則として、リース資産の所有者であるリース会社に申告義務があります。

ただし、リース期間満了後にリース資産が無償又は名目的な対価で賃借人に譲渡される場合は、賃借人に申告していただくことになります。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
【通常の賃借契約によるリース資産】 期間満了と同時に資産が回収される場合 (所有権移転外ファイナンス・リース)	× (申告不要)	○ (申告が必要)
【実際の売買にあたるようなリース資産】 リース後に資産が使用者の所有物となるような場合	○ (自己の資産として申告が必要)	× (申告不要)

(5) 償却方法による申告対象の判断と少額の減価償却資産の取扱い

		申告対象	申告対象外
取得価額		償却方法	
30万円以上		個別減価償却	
少額の減価 償却資産	30万円未満	中小企業者等の少額特例（30万円未満）※3	
	20万円未満	※2	3年一括償却 ※3
	10万円未満	必要経費、損金算入 ※3	
		※1	

- ※1 個人の方が平成11年1月1日以後に取得した10万円未満の資産は、すべて必要経費になるため、個人の方の場合は、申請対象外です。
- ※2 資産の取得価額が20万円未満であっても、中小企業者等の少額資産の損金算入の特例制度を適用した場合は、申告対象になります。
- ※3 令和4年4月1日以降に取得した資産のうち、貸付（主要な事業として行われるもの）の用に供する資産は、当該償却方法の対象外になります。

(6) 償却資産の種類と主な内容

資産の種類		具体例（主なものを例示）
第1種	構築物	舗装路面、屋外排水溝、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板（広告塔等）、貯水池、ゴルフ練習場設備等
	建物附属設備	受変電設備、給排水設備、冷暖房設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等で償却資産として扱うもの
第2種	機械及び装置	金属・印刷等の製造加工設備、土木建設設備、ブルドーザー、タイヤショベル等の建設機械、大型特殊自動車（ナンバープレートを取得の場合、分類番号が「0」で始まる建設車両）、機械式駐車設備、クリーニング設備、農業用設備等
第3種	船舶	貨客船、遊覧船、漁船、しゅんせつ船、砂利採取船、モーターボート等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車両及び運搬具	構内運搬車、フォークリフト等の大型特殊自動車（分類番号が「9」、「90から99及び900から999」の車両）等 ※自動車税や軽自動車税の課税対象となるものを除く ※農耕作業用自動車については、最高速度が毎時35km以上のもの
第6種	工具、器具及び備品	事務机、キャビネット、応接セット、エアコン、テレビ、看板（ネオンサイン等）、レジスター、パソコン、陳列ケース、自動販売機、醫療機器、測定工具、理容及び美容機器、衝立等

(7) 業種別の主な償却資産

各業種共通のもの	駐車場等舗装路面 [コンクリート敷・レンガ敷 (15)、アスファルト敷 (10)]、緑化施設及び庭園 (20)、広告塔 [金属製 (20)、その他 (10)]、門・堀 [コンクリート造 (15)、石造 (35)、金属製 (10)]、受変電設備 (15)、借店舗内部造作費 (10)、簡易間仕切 (3)、事務机・椅子・キャビネット [主として金属製 (15)]、応接セット [接客業用 (5)、その他 (8)]、ロッカー [主として金属製 (15)]、金庫 [手提げ金庫 (5)、その他 (20)]、コピー機 (5)、ファクシミリ (5)、エアコン (6)、テレビ (5)、冷蔵庫 (6)、レジスター (5)、看板・ネオンサイン (3)、自動販売機 (5)、太陽光発電装置 (17)、LAN配線 (10)、パーソナルコンピュータ (サーバ用を除く) (4)
小売店	陳列ケース [冷凍機付き又は冷蔵機付き (6)、その他 (8)]、肉裁断機 (9)、電子秤 (5)、日よけ [金属製 (15)、その他 (8)]、簡易間仕切、レジスター、冷蔵庫、自動販売機
喫茶・飲食店	食卓・椅子 (5)、カラオケ機器 (5)、ステレオ (5)、厨房設備 (8)、厨房用品 [陶磁器・ガラス製 (2)、その他 (5)] テレビ、冷蔵庫、看板・ネオンサイン、レジスター、借店舗内部造作費
理・美容業	理・美容椅子 (5)、洗面設備 (5)、タオル蒸器 (5)、湯沸器 (6)、サインポール (3)、借店舗内部造作費、レジスター、テレビ
クリーニング業	洗濯機 (13)、脱水機 (13)、ドライ機 (13)、プレス (13)、給排水設備 (15)
医療・薬局業	薬品棚・陳列ケース [冷凍機付き又は冷蔵機付き (6)、その他 (8)] ベッド (8)、X線装置 [移動式 (4)、その他 (6)]、顕微鏡 (8)、心電計 (6)、調剤機器 (6)、ファイバースコープ (6)、消毒殺菌用機器 (4)、手術機器 (5)、歯科診療用ユニット (7)、給食用厨房設備 (10)
金属製品加工業	施盤 (10)、ボール盤 (10)、フライス盤 (10)、プレス (10)、圧縮機 (10)、測定・検査工具 (5)、受変電設備、舗装路面
土木建築業	パワーショベル (6)、ブルドーザー (6)、タイヤショベル (6)、ランマー (6)、レベル (5)、トランショット (5)、排水ポンプ (10)、ポータブル発電機 (10)
娯楽業	パチンコ器 (2)、パチスロ器 (2)、パチンコ器取付台工事 (5)、両替機 (5)、店内監視装置 (5)、駐車場舗装路面、看板、広告塔
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス (15)、旋盤 (15)、圧縮機 (15)、測定・検査工具 (5)、洗車機 (8)、計量器 (8)、オイルタンク (8)、独立キャノピー [金属造 (45)]、コンクリート防壁 (13)、舗装路面、看板・広告塔、受変電設備
公衆浴場	浴場業用設備 [かま、温水器及び湯かん (13)、その他設備 (13)]、コインロッカー (10)
農業・畜産業	ビニールハウス (7)、ボイラー (7)、田植機 (7)、脱穀機 (7)、野菜洗浄機 (7)、畜舎・堆肥舎 [鉄骨・鉄筋コンクリート造 (38)、金属造 (31、25、19)、木造 (17)、木骨モルタル (15)]
漁業	船 20 t 未満 [木造 (6)、鋼船 (12)]、漁網 (3)、船外機 (10)、いけす (5)、揚網装置 (5)
不動産賃貸業 駐車場業	発電設備 (15)、蓄電池設備 (6)、植込工事 (20)、浄化槽 (15)、機械式駐車場設備 [ターンテーブル及び機器部分 (10)]、露天式立体駐車場設備 [金属造 (15)]、無人駐車場管理装置 (5)、屋外照明等の電気設備 (15)、駐輪場 (10)、防犯監視カメラ (5)、太陽光発電装置、受変電設備、門・堀等外構工事、駐車場等舗装、看板、エアコン

※ () 内の数字は、その業種における主な償却資産の耐用年数です。耐用年数のないものは、共通の欄を参照してください。

(8) 償却資産における大型特殊自動車と小型特殊自動車区分表

下表右の課税区分が償却資産の場合は、償却資産の申告、軽自動車の場合は、軽自動車税の申告が必要です。(公道走行の有無にかかわらず、所有している場合は申告が必要です。二重で申告されないようご注意ください。)

自動車の構造及び原動機	自動車の規格等				自動車の種別	課税区分
	長さ	幅	高さ	最高速度		
建設用自動車	① ショベル・ローダ ② タイヤ・ローラ ③ ロード・ローラ ④ グレーダ ⑤ ロード・スタビライザ ⑥ スクレーパ ⑦ ロータリ除雪自動車 ⑧ アスファルト・フィニッシャ ⑨ タイヤ・ドーザ ⑩ モータ・スイーパ ⑪ ダンパ ⑫ ホイール・ハンマ ⑬ ホイール・ブレーカ ⑭ フォーク・リフト ⑮ フォーク・ローダ ⑯ ホイール・クレーン ⑰ ストラドル・キャリア ⑱ ターレット式構内運搬自動車 ⑲ 自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車 ⑳ 国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車 ㉑ その他、国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	4.70 m 以下	1.70m 以下	2.80m 以下	<u>15km/h 以下のもの</u>	小型特殊自動車 軽自動車
	4.70 mを 超えるもの	1.70 mを 超えるもの	2.80 mを 超えるもの	<u>15km/hを 超えるもの</u>	大型特殊自動車	償却資産
要件を1つでも満たせば 「償却資産」になります。						
農耕用自動車	① 農耕トラクタ ② 農業用薬剤散布車 ③ 刈取脱穀作業車 ④ 田植機 ⑤ 国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	—	—	—	<u>35km/h 未満のもの</u>	小型特殊自動車 軽自動車
					<u>35km/h 以上のもの</u>	大型特殊自動車 償却資産
① ポールトレーラー ② 国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車						大型特殊自動車 償却資産

※ 建設用自動車は、最高速度及び自動車の大きさの条件を1つでも超える場合は大型特殊自動車となり償却資産に該当します。

(9) 家屋と償却資産の区分（建築設備）

建築設備とは電気設備、ガス設備、給排水設備等で本来家屋と構造上一体となってその家屋の効用を高めるための設備をいい、家屋と建築設備の所有者が同じである場合は、原則として家屋に含めて評価することとなります。なお、次のような設備は、償却資産となりますので申告をお願いします。

- ① 単に移動を防止する目的のみで取り付けられているもの 例) ルームエアコン等
- ② 独立した機械的性格の強いもの 例) 受変電設備、中央監視制御設備等
- ③ 特定の生産又は業務の用に供されるもの 例) 工場における機械の動力源である電気設備、冷凍倉庫における冷凍設備、ホテル・病院等における厨房設備・洗濯設備等、機械式立体駐車場の駐車機械設備等
- ④ 電気設備のうちネオンサイン、投光器、スポットライト、電話機、電話交換機、タイムレコーダー等

【家屋と償却資産の区分表】

※ 次の表は、一般的な設備について例示したものです。特殊な生産又は業務用の設備等については、これと異なる場合があります。

設備の種類	設備の分類	償却資産となるもの	家屋として評価されるもの
電気設備	変電設備	受変電設備（配線を含む）	
	予備電源設備	蓄電池設備、発電機設備（配線を含む）	
	中央監視制御装置	中央監視制御装置（配線を含む）	
	動力配線設備	工場用又は業務用動力配線設備	左記以外の屋内配線
	電灯照明設備	ネオンサイン、スポットライト、投光器、外灯	屋内電灯配線、屋内照明設備、配分電盤
	電話設備	電話機、電話交換機、電源装置	配線
	LAN設備	設備一式	
	火災報知機	屋外のもの	屋内火災報知設備
	拡声装置設備	マイクロホン、拡声器、アンプ	配線
ガス設備	供給設備	メーター、屋外配管、生産事業用設備	屋内配管
	給排水設備	井戸、独立高架水槽、屋外給排水配管、生産事業用設備、浄化槽	屋内の設備（揚水、排水ポンプ、止水栓、給水栓排水管、高架水槽）
給湯設備	局所式給湯法	湯沸器、貯湯槽、バーナー、ボイラー	
	中央式給湯法	独立煙突及び煙道、ボイラー（事業用）	貯湯槽、配管
消火設備		ホース、ノズル、消火器、屋外消火栓設備	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等
冷暖房設備		ルームエアコン（取り外しが容易なもの）	左記以外の設備
運搬設備		工場等のベルトコンベア、クレーン等	エレベーター、エスカレーター、気送管設備等
その他設備	衛生設備	除害設備（油水分離槽等）	浴槽設備
	店用簡易装備	壁面飾り棚、ルーバー、壁板装飾の陳列棚、カウンター等で容易に取りはずしのできるもの	
	簡易間仕切り	簡易間仕切り	
	厨房設備	顧客の求めに応じて調理するための厨房設備（飲食店、ホテル、病院、社員食堂等の設備）	左記以外
	除害設備	油水分離槽、調整槽等	

※ 共同住宅の償却資産

共同住宅の建物本体部分については家屋として評価されますが、それ以外の家屋と一体ではない部分（塀、フェンス、緑化施設等の外構設備、駐車場舗装、機械式駐車設備、受変電設備、駐輪場、浄化槽等）については償却資産として申告していただくことになります。見積書等を参考に申告してください。

(10) 貸借人（テナント）等が取り付けた内装・造作・建築設備等の資産

賃貸ビルなどを借り受けて事業を行われている方（テナントの方）が、自らの事業の用に供するために取り付けた内装、造作、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備等を「特定附帯設備」といい、償却資産として取り付けた方（テナントの方）の所有とみなします。

特定附帯設備については、テナントの方が償却資産として申告してください。

（地方税法第343条10項）

なお、家屋と償却資産の区分については5ページの「家屋と償却資産の区分表」をご参照ください。

(11) 国税の取扱いとの主な違い

項目	固定資産税の取扱い（償却資産）	国税の取扱い（法人税・所得税）
償却計算の基準日	賦課期日（1月1日）	法人は事業年度、個人は暦年
減価償却の方法	旧定率法に応する減価率	定率法・定額法等から選択（建物、構築物、附属設備は定額法）
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
評価額の最低限度（残存価額）	取得価額の100分の5	備忘価額（1円） 即時償却の場合は0円
増加償却	認められます	※1 認められます
耐用年数の短縮	認められます	※1 認められます
圧縮記帳	認められません	※2 認められます (法人税、租税特別措置法)
特別償却・割増償却	認められません	※3 認められます (租税特別措置法)
中小企業等の少額資産の損金算入の特例	課税対象になります	※4 必要な経費又は損金に算入 (租税特別措置法)

※1 耐用年数の短縮又は増加償却を適用した資産がある場合には、国税局長の承認を受けたことを証する書類の写し又は税務署長への届出書の写しを償却資産申告書に添付して提出してください。

※2 圧縮記帳については固定資産税では認められていません。

圧縮記帳を行った場合は、圧縮前の取得価額をご記入ください。

※3 特別償却及び割増償却については固定資産税では認められていません。

租税特別措置法に規定する特別償却を適用して取得価額の全額を即時償却（帳簿価額0円）した場合においても、固定資産税（償却資産）では特別償却の規定がないことから、取得価額の全額を償却資産の申告対象にすることになります。

※4 中小企業等の少額資産の損金算入の特例（取得価額30万円未満）を適用した資産については、固定資産税では償却資産の対象になります。

2 償却資産の申告について

(1) 申告の必要な方

固定資産税の対象となる償却資産を所有する場合は、固定資産税の賦課期日である毎年1月1日に所有する償却資産を、その償却資産が所在する市町村長に申告するよう地方税法により義務付けられています（地方税法第383条）。

このため工場や商店等の事業を営んでいる方や駐車場やアパート等の貸付けを行っている方等は、令和8年1月1日時点において薩摩川内市内に有する事業用の償却資産を申告していただく必要があります。

なお、解散、廃業、閉鎖、休業、転出等、あるいは償却資産申告書が送付された方で事業用の資産を所有していない場合でも、お手数ですが、備考欄にその旨を記入して申告書を提出してくださいますようよろしくお願いします。

(2) 申告の期限

令和8年度の固定資産税に係る償却資産申告の期限は令和8年2月2日（月）です。

申告期限間近になりますと窓口が大変混雑しますので、なるべく1月23日（金）までに申告してくださるよう御協力をお願いします。

(3) 申告時に提出する書類

① 同封したプレプリント申告書により申告する場合

申告の種類	提出書類		記入上の注意事項
	償却資産 申告書	種類別明細書 (増加資産・全資産用)	
増加資産・減少資産の両方ともない方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	申告書の18備考欄にある「前年度より増減の（無）」を○で囲む。
増加資産のみの方 (申告もれ資産を含む)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	種類別明細書に増加資産（申告もれ資産）を記載する。
減少資産のみの方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	種類別明細書の減少した資産に赤で線を引き【滅失】等と記載する。
増加資産・減少資産の両方ともある方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	種類別明細書に増加した資産を記載し、減少した資産に赤で線を引き【滅失】等と記載する。
申告すべき資産がない方	<input type="radio"/>	—	申告書の18備考欄に「該当資産なし」と記載する。
事業を廃止した方	<input type="radio"/>	—	申告書の18備考欄にある「廃業・解散・その他」のうち該当するものを○で囲み、廃業の年月を記載する。

※ 本手引きにおいて、地方税法施行規則第26号様式の償却資産申告書は「申告書」、同様式別表1の種類別明細書（増加資産・全資産用）は「種類別明細書」、同様式別表2の種類別明細書（減少資産用）は「減少資産明細書」と簡略化して記述します。

② その他の場合

ア 一般方式

前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方式で、評価額等の計算は薩摩川内市で行います。

申告の種類	提出書類			記入上の注意事項	
	償却資産 申告書	種類別明細書			
		増加資産 全資産用	減少資産用		
初めて申告される方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—	全資産の明細書を提出してください。	
資産の増減がない方	<input type="radio"/>	—	—	申告書の18備考欄にある「前年度より増減の(無)」を○で囲む。	
増加資産のみの方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—	増加資産明細書を提出してください。	
減少資産のみの方	<input type="radio"/>	—	<input type="radio"/>	減少資産明細書を提出してください。	
増加資産・減少資産の両方ともある方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	増加資産明細書及び減少資産明細書を提出してください。	
申告すべき資産がない方	<input type="radio"/>	—	—	申告書の備考欄に「該当資産なし」と記載してください。	
事業を廃止した方	<input type="radio"/>	—	—	申告書の備考欄にその事由を記載してください。	

イ 電算処理方式

所有している全ての資産について、事業者側で評価額等を計算した上で申告していただく方式です。

申告の種類	提出書類			記入上の注意事項	
	償却資産 申告書	種類別明細書			
		増加資産 全資産用	減少資産用		
初めて申告される方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—	増加した資産がある場合は、増加資産明細書も提出してください。	
資産の増減がない方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—		
増加資産のみの方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—		
減少資産のみの方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
増加資産・減少資産の両方ともある方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
申告すべき資産がない方	<input type="radio"/>	—	—		
事業を廃止した方	<input type="radio"/>	—	<input type="radio"/>	申告書の備考欄にその事由を記載してください。	

※ 申告書には、資産の種類ごとに評価額、決定価格及び課税標準額を記載してください。

※ 種類別明細書には、取得価額、評価額、課税標準額、取得年月及び耐用年数は賦課決定する上で必要な情報となりますのですべて記入してください。

③ 電子申告

地方税共同機構が運営している地方税ポータルシステム（e L T A X）を利用してすることで、償却資産の申告手続きがオフィス等のパソコンからインターネットを利用して行うことができます。

ア 電子申告を行う場合は、電子証明書等を取得された上でe L T A Xのホームページから利用の届出を行う必要があります。

e L T A Xホームページ : <https://www.eltax.lta.go.jp>

e L T A Xヘルプデスク : 電話番号：0570-081459

受付日：月～金（土日、休祝日、年末年始12/29～1/3は除く）、

受付時間：9:00～17:00

イ 申告に際しては、申告書と種類別明細書を合わせて提出してください。

ウ 取得価額、取得年月及び耐用年数は、賦課決定する上で必要な情報となりますので、すべて記入してください。

エ これまでe L T A Xを利用されていない事業者の皆様も電子申告の利用をご検討ください。

3 償却資産申告に係る留意事項

（1）申告時の注意事項等

- ① 令和8年1月1日現在において所有するすべての償却資産について申告が必要となります。
償却資産の多少にかかわらず、必ず申告をお願いします。
- ② 課税標準の特例の適用がある場合は、その特例率、課税標準額を記載してください。
- ③ 耐用年数省令の改正で耐用年数が変更になった資産は、明細書の備考欄等に変更したことがわかるような記載をしてください。
- ④ 令和7年度までに申告のなかった償却資産が新たに判明した場合、その償却資産の取得時期によっては過去に遡って課税することがあります。
- ⑤ 最新の「減価償却費計算書」（税務署に提出されたもので可）又は固定資産台帳等、減価償却資産の明細が確認できる書類（写し）の添付をお願いします。

（2）申告をしなかった場合

固定資産税は賦課課税方式であるため、たとえ申告がなくても課税することができます。このため、申告期限までに申告がなかった場合、前年度から償却資産の増減はないものとみなして課税することがありますが、これは申告があったとみなすものではありません。賦課期日において償却資産を所有する場合は、必ず申告は必要となりますので、ご注意ください。

なお、正当な理由がなく申告をされなかった場合には地方税法第386条及び薩摩川内市税条例75条規定により、10万円以下の過料を科されることがあるほか、地方税法第368条第2項の規定により不足額に加えて延滞金を徴する場合があります。

（3）虚偽の申告をした場合

虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

（4）マイナンバーの記載について

申告書にマイナンバー（個人番号・法人番号）の記載欄が設けられていますので、15・16ページの記入例にならい、マイナンバーの記載をお願いします。

なお、個人番号の記載のある申告書を提出いただく場合には、マイナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）に規定のある本人確認を実施いたします。申告者本人が提出する場合は、申告者本人の個人番号カード及び運転免許証などの写真付身分証明書をご持参ください。代理人が申告書を提出される場合は、申告者本人の個人番号カード及び代理人本人の運転免許証などの写真付身分証明書をご持参ください。郵送で申告書を提出される場合は、上記と同じ書類の写しを同封してください。なお、個人番号カードは個人番号が裏面に記載されているため、両面の写しを同封してください。

(5) 国税資料の閲覧

地方税法第354条の2の規定に基づき、所得税又は法人税の国税資料（申告書等）を閲覧することができますので、御理解くださるようお願いします。

なお、閲覧した資料の内容と、本市への申告内容に差異が見られた場合は、個別に確認させていただく場合がありますので御理解と御協力をお願いします。

(6) 実地調査等の協力のお願い

地方税法第353条及び第408条の規定に基づいて市役所の担当者が実地調査を行うことがあります。その際、申告内容と帳簿や会計書類等との不合や償却資産の設置場所の確認等を行うこととなりますので、あらかじめ資料を御準備いただきますよう御協力をお願いします。

なお、調査に伴って修正申告をお願いすることがあります。また、資産の取得時期によっては過去に遡って課税することもあります。

4 課税標準の特例

地方税法第349条の3及び同法附則第15条、第15条の2、第15条の3に規定する一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例の適用を受けることができます。（10～13ページ参照）

(1) 課税標準の特例の主なもの（一部抜粋）

根拠規定		特例対象資産	関係法令及び対象者	特例課税率	適用期間
条	項号				
地方税法第349条の3	第2項	ガス事業用資産	① ガス事業法第2条第6項及び同条第5項 ② 地方税法施行令第52条の2	最初の5年間 は1/3 次の5年間は 2/3	期限なし
	第5項	内航船舶	地方税法施行規則第11条の3	1/2	期限なし
地方税法附則第15条	第2項 第2号	ごみ処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項 総務省令で定めるもの	1/2	期限なし
	第2項 第3号	一般廃棄物の最終処分場	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項 総務省令で定めるもの	2/3	期限なし
	第2項 第4号	産業廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項 総務省令で定めるもの	1/3	期限なし

※ 地方税法の改正により、対象の資産、特例率、適用期間等が変更されることがあります。

※ 課税標準の特例に該当する資産がある場合は、記載例を参考に償却資産申告書、種類別明細書へ必要事項を記入してください。

また、固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用申告書、特例の対象となることを確認できる資料（届出書、許認可書の写し等）の提出をお願いします。

(2) わがまち特例

地方税法に定められた課税標準額の特例措置について、地方自治体が一定の範囲内においてその内容を条例で定めることができる「わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）」の制度が平成24年度から導入されました。

薩摩川内市では、薩摩川内市税条例により対象となる施設・設備及びその特例割合を次のとおり定めています。

● わがまち特例の主なもの

対象施設・設備	内 容	特例割合	提出書類
家庭的保育事業の用に供する償却資産	家庭的保育事業の認可を受けた者が直接当該事業の用に供する償却資産	1/2	① 固定資産税（償却資産）の課税標準額の特例適用申告書 ② 家庭的保育事業の用に供されていることが確認できる書類
居宅訪問型保育事業の用に供する償却資産	居宅訪問型保育事業の認可を受けた者が直接当該事業の用に供する償却資産	1/2	① 固定資産税（償却資産）の課税標準額の特例適用申告書 ② 居宅訪問型保育事業の用に供されていることが確認できる書類
事業所内保育事業（利用定員が5人以下）の用に供する償却資産	事業所内保育事業の認可を受けた者が直接当該事業の用に供する償却資産	1/2	① 固定資産税（償却資産）の課税標準額の特例適用申告書 ② 事業所内保育事業の用に供されていることが確認できる書類
汚水又は廃液処理施設	水質汚濁防止法の特例施設に係る汚水・廃液の処理施設 【特例施設とは】 沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置、バーゲ処理装置等	1/2	① 固定資産税（償却資産）の課税標準額の特例適用申告書 ② 県提出の特定施設設置（使用・変更）届出書類の写し

対象施設・設備	内 容		特例割合	提出書類
再生可能エネルギー発電設備	太陽光発電設備	出力 1000kW 未満	2/3	① 固定資産(償却資産)の課税標準額の特例適用申告書 ② 出力規模のわかる書類(仕様書、見積書等)
		出力 1000kW 以上	3/4	
	風力発電設備	出力 20kW 以上	2/3	
		出力 20kW 未満	3/4	
	水力発電設備	出力 5000kW 以上	3/4	
		出力 5000kW 未満	1/2	
	地熱発電設備	出力 1000kW 未満	2/3	
		出力 1000kW 以上	1/2	
	バイオマス発電設備	出力 1 万 kW 以上 2 万 kW 未満	2/3	
			6/7 ^{注1}	
		出力 1 万 kW 未満	1/2	

注1 バイオマスのうち木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するものに限る。

※ 法令の改正等により対象となる資産、特例率、適用期間等が変更されることがあります。

※ 特例の適用には一定の条件等がありますので、不明な点がございましたら税務課家屋グループにお問合せください。

(3) 生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置

中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した機械装置等について、一定の要件を満たすとき、固定資産税の減額を受けられます。

① 特例の対象資産（地方税法附則第15条第43項）

資産の種類	1台又は1基の取得価額	資産の取得時期	投資利益率要件
機械装置	160万円以上	先端設備等導入計画に基づき、令和7年4月1日から令和9年3月31日までに取得されたもの	投資利益率が年利5%以上の投資計画に記載された設備（認定経営革新等支援機関が確認）
工具	30万円以上		
器具備品	30万円以上		
建物付属設備	60万円以上		

※ 建物付属設備については、家屋として課税されているものは対象となりません。

※ 中古品は対象となりません。

② 特例の内容

固定資産税（通常、課税標準額の合計の1.4%）

令和7年4月付で制度が改正されました。固定資産の特例を受けるためには、制度改正後の様式に基づき、認定を受けていただく必要があります。また、令和7年4月1日以降に新規取得する設備について固定資産の特例を適用するためには、「賃上げ表明」が必須となります。認定を受けた時の軽減期間及び特例率は以下の通りです。

- ・ 1.5%以上の賃上げ表明がされたもの：3年間、課税標準を1/2に軽減
- ・ 3.0%以上の賃上げ表明がされたもの：5年間、課税標準を1/4に軽減

③ 提出書類

提出していただく書類	備考
固定資産税（償却資産）の課税標準額の特例適用申告書	
先端設備等導入計画の申請書一式の写し	
先端設備等導入計画の認定書の写し	※必ず提出する
工業会等による証明書等、生産性向上設備等の要件を満たすことを示す書類の写し	
従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し	
リース契約書	※リース事業者である場合
リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書	

④ その他

条件となる先端設備等導入計画の策定等については、経済産業省から認定を受けた商工会、地域金融機関、税理士、診断士等の認定経営革新等支援機関に御相談ください。

なお、先端設備等導入計画の認定は、市役所本庁舎経済政策課が申請窓口になります。

お問合せ先 TEL 0996-22-8115 (内線：5752)

5 非課税、課税免除、不均一課税及び減免について

(1) 非課税

地方税法第348条（第2項及び第4項から第9項まで）に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。

非課税に該当する資産がある場合は、償却資産申告書、種類別明細書に記載例を参考にその旨を記入の上、非課税内容にかかる確認資料を添えてご提出ください。

(2) 課税免除と不均一課税

薩摩川内市では、地方税法第6条の規定に基づき固定資産税の課税免除（地方税法第6条第1項）及び不均一課税（地方税法第6条第2項）を実施しています。一定の要件を満たす場合には、課税免除の適用を受けることができますので、詳しくは、税務課家屋グループにお問合せください。

① 課税免除

条 例	適用期間	対象地域	所管課
工業等開発促進条例	3年間	原子力発電施設等立地地域	産業戦略課
		過疎地域	
		促進区域	
		離島振興地域	
企業立地支援条例	新設分	5年間	産業戦略課
	増設分	3年間	

条 例	適用期間	対象施設	所管課
遊休公共施設等利活用促進条例	3年間	遊休公共施設等	財産マネジメント課
入来工業団地利活用促進条例	10年間	入来工業団地に設置される工業生産施設等	産業戦略課
川内駅東口市有地等利活用事業支援条例	10年間		経済政策課

② 不均一課税

条 例	適用期間	対象地域	税率	所管課
工業等開発促進条例	3年間	原子力発電施設等立地地域	1年目 0.14% 2年目 0.35% 3年目 0.70%	産業戦略課

(3) 減免

薩摩川内市税条例等の規定により、災害による被害を受けた場合等は、所有者からの申請により固定資産税が減免される場合があります。詳しくは、税務課家屋グループにお問合せください。

6 償却資産申告書の記入例

<p>住所又は事業所所在地(又は納稅通知書送達先)及び電話番号を記入してください。</p> <p>また、ビル等に入居している場合は、ビルの名称、部屋番号等を記入してください。</p>		<p>提出年月日を記入してください。</p> <p>令和8年1月10日</p> <p>薩摩川内市長 殿</p>																																																																																																							
<p>氏名を記入し、ふりがなを付してください。</p> <p>所有者が法人の場合、その名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>所有者が個人の場合、屋号があれば記入してください。</p>		<p>令和8年度</p> <p>償却資産申</p> <p>さつせんせいだいし ふたつぼしまち まるばんまるごう 薩摩川内市☆☆町○番○号</p> <p>(電話 0996 - △△ - XXXX)</p> <p>(ふりがな) 1 住 所 (又は納稅通知書送達先)</p> <p>(ふりがな) 2 氏 名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)</p> <p>かぶしきがいしゃ いつつぼしきょうじ 株式会社 ☆☆☆☆商事 だいひょうとりしまりやく やまと むさし 代表取締役 大和 武蔵 (屋号)</p>																																																																																																							
<p>前年前(令和7年1月1日以前)に取得した資産の合計額を資産の種類別に記入してください。</p>		<p>資産の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資産の種類</th> <th colspan="3">取 得 価</th> </tr> <tr> <th colspan="3">前年前に取得したもの (イ)</th> <th colspan="3">前年中に減少したもの (ロ)</th> <th colspan="3">前年中に取得したもの (ハ)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>十億</th> <th>百万</th> <th>千</th> <th>十億</th> <th>百万</th> <th>千</th> <th>十億</th> <th>百万</th> <th>千</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 構築物</td> <td></td> <td>262</td> <td>000</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>8</td> <td>000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 機械及び装置</td> <td></td> <td>12</td> <td>850</td> <td>000</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>850</td> <td>000</td> <td>15</td> <td>000</td> </tr> <tr> <td>3 船舶</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 航空機</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 車両及び運搬具</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 工具、器具及び備品</td> <td></td> <td>1</td> <td>699</td> <td>500</td> <td></td> <td></td> <td>80</td> <td>000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 合計</td> <td></td> <td>14</td> <td>811</td> <td>500</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>930</td> <td>000</td> <td>23</td> <td>000</td> </tr> </tbody> </table>		資産の種類	取 得 価			前年前に取得したもの (イ)			前年中に減少したもの (ロ)			前年中に取得したもの (ハ)				十億	百万	千	十億	百万	千	十億	百万	千	1 構築物		262	000					8	000		2 機械及び装置		12	850	000			1	850	000	15	000	3 船舶											4 航空機											5 車両及び運搬具											6 工具、器具及び備品		1	699	500			80	000			7 合計		14	811	500			1	930	000	23	000
資産の種類	取 得 価																																																																																																								
	前年前に取得したもの (イ)			前年中に減少したもの (ロ)			前年中に取得したもの (ハ)																																																																																																		
	十億	百万	千	十億	百万	千	十億	百万	千																																																																																																
1 構築物		262	000					8	000																																																																																																
2 機械及び装置		12	850	000			1	850	000	15	000																																																																																														
3 船舶																																																																																																									
4 航空機																																																																																																									
5 車両及び運搬具																																																																																																									
6 工具、器具及び備品		1	699	500			80	000																																																																																																	
7 合計		14	811	500			1	930	000	23	000																																																																																														
<p>前年中(令和7年1月2日～令和8年1月1日)に減少した資産の取得価額を記入してください。</p>		<p>資産の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資産の種類</th> <th>評価額(示)</th> <th>※決定価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 構築物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 機械及び装置</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 船舶</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 航空機</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 車両及び運搬具</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 工具、器具及び備品</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 合計</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		資産の種類	評価額(示)	※決定価格	1 構築物			2 機械及び装置			3 船舶			4 航空機			5 車両及び運搬具			6 工具、器具及び備品			7 合計																																																																																
資産の種類	評価額(示)	※決定価格																																																																																																							
1 構築物																																																																																																									
2 機械及び装置																																																																																																									
3 船舶																																																																																																									
4 航空機																																																																																																									
5 車両及び運搬具																																																																																																									
6 工具、器具及び備品																																																																																																									
7 合計																																																																																																									
<p>※評価額、決定価格、課税標準の必要はありません。 ただし、電算処理により全資産を記入してください。(その場合、課税標準特例を含む金額の記入)</p>																																																																																																									

<p>マイナンバー(個人番号又は法人番号) (12桁又は13桁)を記入してください。</p>										<p>「有」に該当する場合は、「承認通知書」の写しを添付してください。</p>																																																																																																																
<p>告書(償却資産課税台帳)</p> <table border="1"> <tr> <td>3 個人番号又は法人番号</td> <td colspan="4">※ 所有者コード</td> <td>8 短縮耐用年数の承認</td> <td><input checked="" type="radio"/> 有</td> <td><input type="radio"/> 無</td> </tr> <tr> <td>4 事業種目 (資本等の金額)</td> <td colspan="4">土木建設業 5,000,000 円</td> <td>9 増加償却の届出</td> <td><input checked="" type="radio"/> 有</td> <td><input type="radio"/> 無</td> </tr> <tr> <td>5 事業開始年月</td> <td colspan="4">S 62年 4月</td> <td>10 非課税該当資産</td> <td><input checked="" type="radio"/> 有</td> <td><input type="radio"/> 無</td> </tr> <tr> <td>6 この申告に応答する者の係及び氏名</td> <td colspan="4">△野 △美 (電話)</td> <td>11 課税標準の特例</td> <td><input checked="" type="radio"/> 有</td> <td><input type="radio"/> 無</td> </tr> <tr> <td>7 税理士等の氏名</td> <td colspan="4">○川 ○郎 (電話)</td> <td>12 特別償却又は圧縮記帳</td> <td><input checked="" type="radio"/> 有</td> <td><input type="radio"/> 無</td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td>13 税務会計上の償却方法</td> <td><input checked="" type="radio"/> 定率法</td> <td><input type="radio"/> 定額法</td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td>14 青色申告</td> <td><input checked="" type="radio"/> 有</td> <td><input type="radio"/> 無</td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <p>額</p> <table border="1"> <tr> <td>(八)</td> <td colspan="3">計 ((イ) - (ロ) + (ハ))</td> <td>(二)</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>十億</td> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>000</td> <td>8</td> <td>262</td> <td>000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>000</td> <td>26</td> <td>000</td> <td>000</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1</td> <td>699</td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>000</td> <td>35</td> <td>881</td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ヘ)</td> <td colspan="3">※ 課税標準額 (ト)</td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <p>準額については記入 資産申告を行う際は、 課税標準額には、 をお願いします。)</p> </td> </tr> </table>										3 個人番号又は法人番号	※ 所有者コード				8 短縮耐用年数の承認	<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無	4 事業種目 (資本等の金額)	土木建設業 5,000,000 円				9 増加償却の届出	<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無	5 事業開始年月	S 62年 4月				10 非課税該当資産	<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無	6 この申告に応答する者の係及び氏名	△野 △美 (電話)				11 課税標準の特例	<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無	7 税理士等の氏名	○川 ○郎 (電話)				12 特別償却又は圧縮記帳	<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無						13 税務会計上の償却方法	<input checked="" type="radio"/> 定率法	<input type="radio"/> 定額法						14 青色申告	<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無	<p>額</p> <table border="1"> <tr> <td>(八)</td> <td colspan="3">計 ((イ) - (ロ) + (ハ))</td> <td>(二)</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>十億</td> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>000</td> <td>8</td> <td>262</td> <td>000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>000</td> <td>26</td> <td>000</td> <td>000</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1</td> <td>699</td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>000</td> <td>35</td> <td>881</td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ヘ)</td> <td colspan="3">※ 課税標準額 (ト)</td> <td></td> </tr> </table>										(八)	計 ((イ) - (ロ) + (ハ))			(二)	円	十億	百万	千	円	000	8	262	000		000	26	000	000			1	699	500		000	35	881	500		(ヘ)	※ 課税標準額 (ト)				<p>準額については記入 資産申告を行う際は、 課税標準額には、 をお願いします。)</p>										<p>「有」に該当する場合は、「届出書」の写しを添付してください。</p>	
3 個人番号又は法人番号	※ 所有者コード				8 短縮耐用年数の承認	<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無																																																																																																																			
4 事業種目 (資本等の金額)	土木建設業 5,000,000 円				9 増加償却の届出	<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無																																																																																																																			
5 事業開始年月	S 62年 4月				10 非課税該当資産	<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無																																																																																																																			
6 この申告に応答する者の係及び氏名	△野 △美 (電話)				11 課税標準の特例	<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無																																																																																																																			
7 税理士等の氏名	○川 ○郎 (電話)				12 特別償却又は圧縮記帳	<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無																																																																																																																			
					13 税務会計上の償却方法	<input checked="" type="radio"/> 定率法	<input type="radio"/> 定額法																																																																																																																			
					14 青色申告	<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無																																																																																																																			
<p>額</p> <table border="1"> <tr> <td>(八)</td> <td colspan="3">計 ((イ) - (ロ) + (ハ))</td> <td>(二)</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>十億</td> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>000</td> <td>8</td> <td>262</td> <td>000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>000</td> <td>26</td> <td>000</td> <td>000</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1</td> <td>699</td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>000</td> <td>35</td> <td>881</td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ヘ)</td> <td colspan="3">※ 課税標準額 (ト)</td> <td></td> </tr> </table>										(八)	計 ((イ) - (ロ) + (ハ))			(二)	円	十億	百万	千	円	000	8	262	000		000	26	000	000			1	699	500		000	35	881	500		(ヘ)	※ 課税標準額 (ト)																																																																																	
(八)	計 ((イ) - (ロ) + (ハ))			(二)																																																																																																																						
円	十億	百万	千	円																																																																																																																						
000	8	262	000																																																																																																																							
000	26	000	000																																																																																																																							
	1	699	500																																																																																																																							
000	35	881	500																																																																																																																							
(ヘ)	※ 課税標準額 (ト)																																																																																																																									
<p>準額については記入 資産申告を行う際は、 課税標準額には、 をお願いします。)</p>																																																																																																																										
										<p>該当する資産については、別途書類を提出していただく場合があります。</p> <p>※特例に該当する場合は、 「有」を○で囲んでください。</p>																																																																																																																
										<p>該当する方を○で囲んでください。</p>																																																																																																																
										<p>薩摩川内市内の事業所等資産の所在地を記入してください。</p>																																																																																																																
<p>① ○○町△番△号 ② ③</p>																																																																																																																										
<p>15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地</p>																																																																																																																										
<p>16 借用資産 (<input checked="" type="radio"/> 有) 貸主の名称等 四凸リース(株) 鹿児島市鴨池新町10番1号 TEL 099(2XX)XXXX</p>																																																																																																																										
<p>17 事業所用家屋の所有区分 <input checked="" type="radio"/> 自己所有 <input type="radio"/> 借家</p>																																																																																																																										
<p>18 備考(添付書類等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年度より増減(<input checked="" type="radio"/> 有) <input type="radio"/> 無 解散、廃業等 年 月解散・廃業・その他() 組織等の変更 年 月変更 住所等の変更 年 月変更 移転・閉鎖・その他() (市外移転先) 																																																																																																																										
										<p>該当するものを○で囲んでください。 解散や廃業の場合は、該当する方を○で囲み、解散した年月を記入してください。 変更等がある場合は、変更年月を記入し、該当する変更事由を○で囲んでください。</p>																																																																																																																
										<p>借用資産がある場合は、 貸主の「住所」、「氏名」、 「電話番号」等を記入して ください。</p>																																																																																																																

7 種類別明細書の記入例

種類別明細書(増加資産・全資産用)

※ 所有者コード	

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			(1) 取得価額				(口) 減価残存率	(八) 価額	
					年号	年	月	十億	百万	千円	円			
01	1	1	駐車場舗装工事	1	4	20	3		262	000		15		
02	2	1	バックホー	1	4	22	3		5	000	000	5		
03	2	2	発電機	1	4	24	3		1	850	000	7		
04	2	3	ブルドーザー	1	5	1	12		6	000	000	5		
05	6	1	エアコン	1	5	1	10		469	500		6		
	6	2	看板	1	5	5	10		80	000		3		
07	6	3	レベル	1	4	23	5		300	000		5		
08														
09					【増加分の追加記入】									
10	6	6	プリンタ	1	5	6	8		430	000		5		
11	6	6	パソコン	1	5	6	8		340	000		4		
12	2	2	パワーショベル	1	5	7	3		15	000	000	6		
13	1	1	ガス配管工事	1	5	7	11		8	000	000	13		
14														
15			・資産コード											
16			記入は必須ではありませんが、申告する償却資産の管理用コードがあれば記入をお願いします。											
17														
18														
					小計				35	881	500			
										14	041	500		

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他のいずれかに○を付

【評価額の計算方法について】

本表「(八) 価額」は、「評価額」を指します。

(事例) 行番号 05「エアコン」(耐用年数 6 年) の場合の算出方法

ア) 「初年度(前年中)の評価額」の計算

別紙「減価残存率表」より、「耐用年数 6」の「前年取得のもの A」を見ると「0.840」。

取得価額に A を乗じて …… $469,500 \times 0.840 = 394,380$ (小数点以下切捨て) …… ①

イ) さらに「次年度以降の評価額」の計算

ア) と同様にして「前年前取得のもの B」は、「0.681」。

2 年目は ① $\times 0.681 = 394,380 \times 0.681 = 268,572$ …… ②

3 年目は ② $\times 0.681 = 268,572 \times 0.681 = 182,897$ …… ③

⋮

⋮

以降は算出される額に、B を乗じていき、右表のようになります。

令和元年10月に取得した資産
令和2年1月1日時点での評価額
令和3年1月1日時点での評価額
令和4年1月1日時点での評価額
令和5年1月1日時点での評価額
令和6年1月1日時点での評価額
令和7年1月1日時点での評価額
令和8年1月1日時点での評価額
令和9年1月1日時点での評価額
令和10年1月1日時点での評価額

※ 取得価額の5%を下回るた

けて下さい。

薩摩川内市

(八) 儲 備 考	
	取得価額 = 469,500
価額	394,380 1 年目 = $469,500 \times 0.840$
価額	268,572 2 " = $394,380 \times 0.681$
価額	182,897 3 " = $268,572 \times 0.681$
価額	124,552 4 " = $182,897 \times 0.681$
価額	84,819 5 " = $124,552 \times 0.681$
価額	57,761 6 " = $84,819 \times 0.681$
価額	39,335 7 年目 = $57,761 \times 0.681$
価額	26,787 8 " = $39,335 \times 0.681$
価額	18,241 9 \Rightarrow 23,475

ため、5%相当額の23,475円になります。

耐用年数の変更がある場合

平成20年度税制改正で「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の改正されたことにより、機械及び装置を中心に耐用年数の改正されたものがあれば、改正後の耐用年数で申告する必要があります。

II 【前年中に減少した資産について】 =訂正線で消します！

- ①該当する資産(この表の場合、行番号 03「発電機」)の上に、赤ボールペン等で線を引いてください。

III 【記載事項に変更が生じた場合について】 =修正します！

該当する項目を修正して、正しい数値等を記入してください。
(この表では行番号06「看板」が該当します。)

【前年中に増加した資産について】リストに追記します！

- ・**資産の種類** …… 2ページに記載の「償却資産の種類」を参照してください。
 - ・**資産の名称等** …… できるだけ具体的に書いてください。
 - ・**数量** …… その資産の数量を記入してください。
 - ・**取得年月** …… 「1」：明治 「2」：大正 「3」：昭和 「4」：平成
「5」：令和
のうち該当する番号を用いてください。
 - ・**取得価額** …… 取引手数料、荷引費、運送手数料、購入手数料、関税、
据付費等を含めた金額を記入してください。
(数量が2個以上の場合、個数分の合計金額を記入してください。)
 - ・**耐用年数** …… 法人税及び所得税における法定耐用年数を記入してください。
 - ・**増加事由** …… 「1」：新品取得 「2」：中古品取得
「3」：移動 「4」：その他
のうち該当する番号に○をしてください。
 - ・**摘要** …… 当該資産について、次のような事項がある場合は、記入してください。
 - ・課税標準額の特例の適用がある資産については、その適用条項（例：特例349の3第2項）
 - ・他の市町村からの移動等により受け入れた資産については移動の年月
 - ・その他、当該資産の価格の決定にあたって必要な事項（例：1月1日取得、申告もれ等）

◎摘要欄に「5%」と表示されている資産は、評価額が最低限度(=取得価額×0.05)に達したことあらわし、これ以上評価が下がらことはありません。

(この表においては、行番号 02「バックホー」が該当しています。)

◎※印には、何も記入しないでください。

8 償却資産の評価について

(1) 評価額の計算方法

固定資産税の償却資産の評価は、償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産	取得価額 × (1 - 減価率 ÷ 2) ^{*1 *2}
前年前に取得した資産	前年度の評価額 × (1 - 減価率)

*1 初年度の評価額は、取得月にかかる減価率の1/2（半年分）として算出します。

*2 減価率 ÷ 2 は、小数点以下第4位を四捨五入します。

*3 評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額になります。

【計算例】 取得価額：250,000円、取得年月令和7年4月、耐用年数4年の資産の場合

課 税 年 度	評 価 額	6年度目の評価額は取得価額の5%未満になりますので、以降の評価額は5%の12,500円となります。
令和8年度	$250,000 \times 0.781 = 195,250$	
令和9年度	$195,250 \times 0.562 = 109,730$	
令和10年度	$109,730 \times 0.562 = 61,668$	
令和11年度	$61,668 \times 0.562 = 34,657$	
令和12年度	$34,657 \times 0.562 = 19,477$	
令和13年度	$19,477 \times 0.562 = 10,946$ $(250,000 \times 5\%) = 12,500$ 12,500 (残存価額5%)	

(2) 課税標準

資産の評価額の合計が課税標準額となります。なお、課税標準額の特例（10ページ）の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額に特例の率を乗じて得られた額を基に課税標準額を算出します。

免 稅 点

課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。

(3) 税額の算出方法 税率は **1.4%** です。

$$\text{課税標準額の合計 (1,000円未満切捨)} \times 1.4\% = \text{税額 (100円未満切捨)}$$

例えば、課税標準額が2,567,890の場合は、税額は35,900円になります。

$$2,567,000 \text{円} \times 1.4\% = (35,938 \text{円}) \quad 35,900 \text{円}$$

(1,000円未満切捨) (100円未満切捨)

(4) 納期

年税額は、通常年4回（4月、7月、9月、12月）に分けて納めていただきます。
なお、納税通知書は、4月上旬に郵送します。

《参考》減価率及び減価残存率表

耐用年数	耐用年数に応ずる旧定率法による減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる旧定率法による減価率	減価残存率	
		前年中取得のもの (1 - 減価率/2)	前年前取得のもの (1 - 減価率)			前年中取得のもの (1 - 減価率/2)	前年前取得のもの (1 - 減価率)
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926
14	0.152	0.924	0.848	35	0.064	0.968	0.936
15	0.142	0.929	0.858	40	0.056	0.972	0.944
16	0.134	0.933	0.866	45	0.050	0.975	0.950
17	0.127	0.936	0.873	50	0.045	0.977	0.955
18	0.120	0.940	0.880	60	0.038	0.981	0.962

※ 耐用年数省令の改正に係る資産の申告について

平成20年度税制改正において、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の一部改正が行われ、法定耐用年数の見直し及び機械・装置については資産区分の大幅な見直しがありました。

平成21年度以後の固定資産税（償却資産）の申告に関しては、以下の事項にご留意ください。

- ① 改正後の耐用年数は平成21年度分から適用されます。したがって、平成20年度までは改正前の耐用年数に応じた減価残存率、平成21年度からは改正後の耐用年数に応じた減価残存率を適用して算出することになります。
- ② 法定耐用年数の見直しがあった資産については、種類別明細書の摘要欄に耐用年数の変更があつた旨を記載してください。

9 償却資産の申告に関する Q & A

Q 1 初めて申告書が送られてきました。なぜ送られてきたのですか？

A 1 償却資産の所有者は、地方税法により償却資産の申告が義務付けられています。このため、市では様々な調査を行い、償却資産の申告が必要となりそうな方に申告書を送付しております。なお、申告書が届いた方の中にも申告が必要な方、必要でない方がおられますので、不明な点等ありましたら、本庁税務課家屋グループまでお問合せください。

Q 2 資産の増減に変更がないのですが、申告が必要ですか？

A 2 申告は必要です。資産の増減が無い場合でも、償却資産申告書の備考欄にある「前年度より増減（有・無）」の無を○で囲み、提出をお願いします。

Q 3 申告する資産がないのですが、申告が必要ですか？

A 3 資産がない場合でも、償却資産申告書の備考欄に該当資産なしと記入し提出をお願いします。

Q 4 休業中でも申告は必要ですか？

A 4 休業等により現在、使用していない資産（遊休資産や未稼働資産）であっても、事業の用に供する目的をもって所有され、かつ事業の用に供することができる状態にあれば申告が必要となります。

Q 5 減価償却済の償却資産は申告が必要ですか？

A 5 申告が必要です。法定耐用年数が経過した償却資産であっても事業の用に供しているのであれば申告が必要となります。なお、その場合の評価額は取得価格の5%となります。

Q 6 申告内容に誤りがありました。どうすればよいですか？

A 6 修正申告の提出をお願いします。提出時期については、常時、受け付けておりますが、資産の取得時期によっては、遡って課税されるケースや還付されるケースがあります。

Q 7 決算や確定申告において減価償却費を計上してありませんが、申告が必要ですか？

A 7 確定申告時に減価償却費として計上していない資産についても、税法上、減価償却費として費用計上できる資産については申告が必要となります。

Q 8 税務署に会社解散届を提出しましたが、市役所への申告は必要ですか？

A 8 申告が必要です。償却資産申告書の備考欄にある「解散、廃業等」の該当するものを○で囲み、解散された年月を記入し、提出をお願いします。

※ 休業の場合は「その他」の部分に休業と記入し、提出をお願いします。

Q 9 実地調査とはどのようなものですか？

A 9 地方税法第353条及び第408条の規定に基づく調査であり、事務所・事業所を訪問し、提出された申告書の内容と償却資産に関する帳簿書類（固定資産台帳・決算書・確定申告書等）と内容の照合をさせていただきます。

Q 10 アパートを経営していますが、償却資産の申告対象となるものがありますか？

A 10 主なものとして駐車場のアスファルト舗装、フェンスや側溝などの外構工事、花壇などの緑化施設、浄化槽、駐輪場、ゴミ置場など家屋と一体ではない資産は申告が必要となります。

◆ 償却資産申告のチェックリスト ◆

申告書提出の前に、記入事項の確認をお願いします。

- 会社名や住所に変更はありませんか。
- 個人番号又は法人番号は記入していますか。
- 申告に応答する方の名前・連絡先は記入していますか。
- 資産は該当する「資産の種類」に分けて記入されていますか。
- 取得年月は記入していますか。
- 取得価額は記入していますか。
- 耐用年数は記入していますか。
- 薩摩川内市内に存在する資産ですか。
- 償却資産の価値を高める費用は改良費として別に申告していますか。
- 自動車税・軽自動車税の対象となる自動車等は申告から外してありますか。
- 土地・家屋（家屋本体や、家屋と一体で家屋の効用を高める設備で、固定資産税上、家屋として評価されているもの）は申告から外していますか。
- 申告書の「前年中に取得したもの」「前年中に減少したもの」の合計と、種類別明細書の合計の数字は同じですか。
- 課税標準額まで算出し、記入していますか。※電算申告される方
- 課税標準額が5%を下回っていませんか。※電算申告される方
- 封筒に宛先を記入し切手を貼付しましたか。※控えの返信を希望される方

記入漏れや記入誤りがあった場合、確認の電話をさせていただいております。
適正な申告処理のため、ご協力をお願いします。

※ 償却資産申告書ご提出先（切り取って「宛名」としてご利用ください。）

〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号
薩摩川内市 税務課 家屋グループ（償却資産担当） 行